



労審発第810号
平成27年8月5日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 殿

労働政策審議会
会長 樋口 美雄

平成27年8月5日付け厚生労働省発基0805第4号をもって諮問のあった「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案（中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。



平成27年8月5日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

勤労者生活分科会

分科会長 宮本 みち子

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案（中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）要綱」について

平成27年8月5日付け厚生労働省発基0805第4号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。



平成27年8月5日

勤労者生活分科会

分科会長 宮本 みち子 殿

中小企業退職金共済部会

部会長 勝 悦子

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案（中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）要綱」について

平成27年8月5日付け厚生労働省発基0805第4号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

「独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案（中小企業退職金共済法施行令の一部改正関係）要綱」について、厚生労働省案は、妥当と認める。